

## 認定調査票を記載する際の注意事項

### 記載が必ず必要な項目について

- ・ 特記事項3-1「意思の伝達」、3-4「短期記憶」、5-3「日常の意思決定」については対象者の状態に関わらず、必ず記載してください。「できる」場合でも、その判断根拠を記載してください。

### 「現在のサービスの利用状況」について

- ・ 介護サービスを利用している場合は、記入をお願いします(医療サービスを使用している場合には特記にも記入をお願いします)

### 「入退院日」について

- ・ 入退院がある場合は、概況調査の特記事項に入退院日の記入をお願いします。

### 2-2「移動」について

- ・ 日常生活(食事・排泄・入浴等)における自宅内や入所施設内等での必要な場所への移動で判断します。外出時の介助で「一部介助」を選択している事例が見られますが、外出時は移動に含みません。

### 2-3「えん下」、2-4「食事摂取」について

- ・ えん下とは食べ物を経口摂取する際の飲み込む能力です。一方、食事摂取とは、食事を配膳後、食事を食器から口に入れるまでの行為(経管栄養の場合は注入行為)に介助が行われているかどうかを評価する項目ですので、介助者によって皿の置き換えがされている、スプーンに食事を乗せて手渡しているなどの行為が発生しているかどうかで判断してください。単に大皿から小皿に取り分けてもらうような行為だけでは「一部介助」には該当しません。また、えん下と混同している事例が見られますが、区別して評価してください。

### 3-4「短期記憶」について

- ・ まず調査日前日もしくは当日の記憶について質問してください。それが難しい場合は「3点想起」を行ってください。
- ・ 「3点想起」の実施方法に誤りが見受けられます。3点のうち1点隠して、それを思い出してもらおうというやり方です。難易度の一定化のために、ペン・時計・紙以外のものを使用しないでください。

× ペン・時計・紙のうち、ペンと時計は思い出せた。

○ ペン・時計・紙のうち、ペンを隠したが、無くなった物が何かを答えることができなかった。

### 3-7「場所の理解」について

- ・ 対象者が自分のいる場所を「自宅」か、「自宅以外」かという点を理解できているかどうか

で判断してください。(施設・病院等の区別は出来なくても良い。)

#### 4-4「昼夜逆転」について

- ・ ここでいう昼夜逆転とは、不眠のために疲労や眠気があり日中に活動できないことがあったり、通常日中に行われる行為（テレビを見る等）を夜間に行っている等の状況から判断してください。認知症の周辺行動として睡眠障害・不眠の有無を評価する項目ですので、以前からの習慣である場合や、夜中にトイレで何度も目が覚めるといった場合には該当しません。

#### 4-7「介護に抵抗」

- ・ 特記事項には具体的に、手を振り払う、叩く、逃げ回る、食事介助で口に入れたものを吐き出す、大声を出す、暴言を吐く等の行為の発生状況を明記してください。助言に従わないというだけでは定義には該当しません。

#### 4-8「落ち着きなし」について

- ・ 帰宅願望の有無が判断のポイントになります。「家に帰りたい」という意思表示と、何か探し物をするなどの落ち着きのない状態・行動の両方がある場合に該当します。意思表示がない、目的がわからない状態で動き回る場合は徘徊と判断します。

#### 5-2「金銭の管理」について

- ・ 手元に現金を所持していなくても、年金・預貯金・各種給付金等の管理状況で選択します。
- ・ 特記事項には「現金や通帳の保管・管理」、「現金や口座残高の収支把握」「支払い金額の計算」について誰が行っているかに注意して記載いただくとわかりやすいです。

事例	正しい選択肢	ポイント
普段は自分で金銭管理しているが、入院中のため妻が代わりに夫の口座から現金の引き出しや支払いを行っており、夫に出費を報告している。	一部介助	管理能力で判断するのではない。事例では金銭管理の一部である金額計算や現金の管理が介助されているため「一部介助」となる。
家族が小遣いとして少額の現金を持たせているが、持っているのみで使う機会はない。	全介助	少額の現金所持をしていても、現金の計算や収支把握のような金銭管理に該当する行為をしていない場合は「全介助」となる。

#### 5-4「集団への不適合」について

- ・ 人と関わるのが苦手等、もともとの性格は該当しません。家族以外の他人との集まりに参加することを強く拒否したり、明らかに場面や周囲の状況に合致しない場合に該当します。

#### 5-5「買い物」について

- ・ 入院・入所中で施設から食事等の提供を受けている場合は、施設から介助を受けていると評価し、対象者に能力があっても「介助が発生している」と判断します。入院・入所中は基本的に「全介助」となることが多いと思われます。

- ・ 家族やヘルパー等の他人に買い物を依頼する場合は、「依頼」と「依頼した人への支払い」に介助が行われているかどうかを評価します。

事例	正しい選択肢	ポイント
宅配サービスを利用しており、注文は自分で行っている。代金は口座引き落としになっている。普段の生活はそれでほぼ足りている。	介助されていない	品物を選ぶ、注文する、代金を支払う、一連の行為に介助が発生しているかで判断する。
食べたい料理を作るために週に 1～2回自分でスーパーに行き必要な食材を購入し、自分で調理している。日頃の買い物はすべて家族に任せている。	全介助	能力ではなく、介助の方法で評価する。日頃の買い物は家族がしているかどうかで選択するため、 <u>同居家族が一括購入している場合は「全介助」となることが多い。</u>

### 5-6「簡単な調理」について

- ・ 対象者が在宅で家族が一括して調理している場合や、施設に入所中で三食とも施設内で食事が提供されている場合は「全介助」となる場合が多い。

### 6群「特別な医療」について

- ・ 医師の指示に基づき看護師等によって実施されていて（家族の行う類似の行為は含みません）、継続して実施しているものがある場合に該当します。急性疾患への対応で一時的に実施されている場合や、調査の時点で処置が終了・完治している場合は、過去 14 日間に処置をしていても該当しません。（1つ1つの確認をお願いします。）